

自治基本条例 他市町村条文比較表(市長・職員役割と責務)

| 自治体名称 | 北海道二セコ町 | 大阪府岸和田市 | 三重県伊賀市 | 東京都三鷹市 |
|-------------|---|---|---|--|
| 条例名称 | 二セコ町まちづくり基本条例 | 岸和田市自治基本条例 | 伊賀市自治基本条例 | 三鷹市自治基本条例 |
| 策定年月日 | 平成12年12月27日 | 平成16年12月10日 | 平成16年12月24日 | 平成17年9月29日 |
| 施行年月日 | 平成22年3月16日(改正) | 平成17年8月1日 | 平成16年12月24日 | 平成18年4月1日 |
| 行政運営の原則 | <p>首長の責務と役割</p> <p>(町長の責務) 第25条 町長は、町民の信託に応え、町政の代表者としてこの条例の理念を実現するため、公正かつ誠実に町政の執行に当たり、まちづくりの推進に努めなければならない。</p> <p>(就任時の宣誓) 第26条 町長は、就任に当たっては、その地位が町民の信託によるものであることを深く認識し、日本国憲法により保障された地方自治権の一層の拡充とこの条例の理念の実現のため、公正かつ誠実に職務を執行することを宣誓しなければならない。 2 前項の規定は、副町長及び教育長の就任について準用する。</p> | <p>(市長の責務) 第11条 市長は、市政の代表者として、毎年市政の基本方針を明らかにし、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。 2 市長は、市民の意向を的確に判断し、市政の課題に対処したまちづくりを推進しなければならない。 3 市長は、人材の育成を図るとともに、職員を指揮監督し、その能力を評価し適正に配置するよう努めなければならない。</p> | <p>(市長の責務) 第43条 市長は、市民の負託に応え、市政の代表者としてこの条例の理念を実現するため、公平・公正かつ誠実に市政を執行しなければならない。</p> | <p>第4章 執行機関 (市長の責務) 第9条 市長は、その地位が市民の信託によるものであることを認識し、市政の代表者として市民の信託に応え、市民自治の理念を実現するため、公正かつ誠実に市政運営に当たらなければならない。 2 市長は、毎年度、市政運営の方針を明確に定めるとともに、その達成状況を市民及び市議会に説明しなければならない。</p> <p>(補佐職の設置等) 第11条 市長は、助役等の常勤の特別職に加えて、市長の業務を補佐し、専門的な助言を行うため、補佐職等を設置することができる。 2 市長は、地方自治法第161条第2項及び第3項の規定に基づき設置する助役についてその職が市長を補佐し、代理する職であることを明確にするため、助役の呼称を副市長とすることができる。</p> |
| 職員の役割、責務、組織 | <p>(執行機関の責務) 第27条 町の執行機関は、その権限と責任において、公正かつ誠実に職務の執行に当たらなければならない。 2 町職員は、まちづくりの専門スタッフとして、誠実かつ効率的に職務を執行するとともに、まちづくりにおける町民相互の連携が常に図られるよう努めなければならない。</p> <p>(組織) 第30条 町の組織は、町民に分かりやすく機能的なものであると同時に、社会や経済の情勢に応じ、かつ、相互の連携が保たれるよう柔軟に編成されなければならない。</p> | <p>(他の執行機関の責務) 第12条 市長を除く執行機関は、その職務に応じて、市長と同様の責務を負い、市長及び他の執行機関と協力して市政の運営にあたらなければならない。</p> <p>(職員の責務) 第13条 職員は、市民本位の立場に立ち、公正かつ誠実で効率的にその職務を遂行しなければならない。 2 職員は、職務の遂行にあたっては、法令及び条例等を遵守しなければならない。 3 職員は、職務についての必要な知識や技術等の能力開発及び自己啓発を行うとともに職務の遂行にあたっては、創意工夫に努めなければならない。</p> <p>(組織) 第25条 市は、社会情勢に柔軟に対応し、政策を着実に実現するため、簡素で機能的かつ市民にわかりやすい組織の編成に努め、常にその見直しに努めなければならない。 2 市は、効率的かつ効果的に組織を運営しなければならない。</p> | <p>第6章 行政の役割と責務 第1節 行政の責務 (行政の役割と権限) 第42条 市の執行機関は、法令で定めるところにより、条例、予算その他の議会の議決に基づく事務及び法令に基づく事務を、自らの判断と責任において誠実に管理し、執行する機関である。 2 市長は、市の執行機関を統括し、これを代表する。 3 市長は、議案の提出、予算調製、地方税の賦課徴収、財産の取得及び公文書類の保管等、市の事務を執行する権限を有する。</p> <p>(執行機関の責務) 第44条 市の執行機関は、市の事務の企画立案、実施及び評価において、内容、効果を市民に明らかにし、分かりやすく説明しなければならない。 2 市の執行機関は、その権限と責任において、公平・公正、誠実、迅速かつ効率的に職務を執行しなければならない。</p> <p>(職員の責務) 第45条 市の職員は、その職責が市民の負託に基づくことを自覚し、この条例に定める原則及びこれに基づいて創設される制度を遵守して、職務を遂行しなければならない。</p> <p>第2節 行政運営の方針 (執行体制の整備) 第46条 市は、社会情勢の変化に対応し、市民に分かりやすく機能的かつ効率的な執行体制を整備するとともに、組織の横断的な調整を図らなければならない。</p> <p>(職員政策) 第48条 市長は、多様化する市民の行政需要に対応できる知識や能力を持った職員の人材育成を図らなければならない。 2 市は、職員が自己の能力を向上させることができるよう政策研究及び研修システムを充実させ、自己研鑽のための多様な機会の保障に努めなければならない。 3 市の職員は、地域の政策課題に適切に対応していくため、政策能力の向上に努めなければならない。</p> | <p>(執行機関の連携及び協力) 第10条 市の各々の執行機関は、所掌事務について、自らの判断及び責任においてこれを公正かつ誠実に処理するとともに、市長の総合的な調整のもと、執行機関相互の連携及び協力を図りながら、一体として業績機能を発揮しなければならない。 第5章 市政運営 (市の率先行動の基本原則) 第12条 市は、国が批准した国際規約等で確認されている人間の尊厳、自由、平等及び持続可能な発展を実現するため、市の役割と責任を明確にし、率先して行動するよう努めるものとする。</p> <p>(職員及び組織) 第20条 市は、広く人材を求め、公正かつ有能な職員の任用に努めるとともに、適材適所の人材配置、効果的な人材育成並びに適切な人事評価及び処遇を行うことにより、職員及び組織の能力が最大限に発揮されるようつとめなければならない。 2 職員は、その職責が市民の信託に由来し、市民全体の奉仕者であることを自覚し、法令、条例及任命権者の指示に従い、誠実、公正かつ能率的に職務を行うとともに、創意を持って自治の充実に努めなければならない。 3 市の組織は、市民に分かりやすく、効率的かつ機能的なものであるとともに、社会経済情勢の変化及び市民のニーズに的確に対応するよう編成されなければならない。</p> <p>(行政サービス提供の基本原則) 第23条 市長等は、行政サービスに関する情報を分かりやすく市民に公表するとともに公平かつ効率的で、質の高い行政サービスの提供を図り、市民満足度の向上に努めなければならない。</p> <p>(出資団体等) 第27条 市長等は、市の出資団体に対して、適切な情報公開及び個人情報保護が行われるとともに、市の出資した目的が効果的かつ効率的に達成できるよう、必要な支援や要請を行うことができる。 2 市長等は、他の団体に投資又は業務の委託を行う場合は、必要な範囲で、当該団体の業務及び財務に関する情報の開示を求めることができる。 3 市長等は、補助金の交付を行った団体等による公共的なサービスの提供に関する市民の苦情を受けた場合は、当該団体等の協力を得て、その苦情の内容を調査し、必要と認めるときは、当該団体等に対して意見、助言等を述べることができる。</p> |
| 自治体名称 | 新潟県上越市 | 千葉県流山市 | 大阪府阪南市 | 愛知県安城市 |
| 条例名称 | 上越市自治基本条例 | 流山市自治基本条例 | 阪南市自治基本条例 | 安城市自治基本条例 |
| 策定年月日 | 平成20年3月28日 | 平成21年3月24日 | 平成21年6月4日 | 平成21年10月1日 |
| 施行年月日 | 平成20年4月1日 | 平成21年4月1日 | 平成21年7月1日 | 平成22年4月1日 |
| 行政運営の原則 | <p>首長の責務と役割</p> <p>第4章 市長等の権限及び責務等 (市長の権限) 第10条 市長は、市民の信託を受けた執行機関として、地方自治法に定めるところにより市を統轄し、市を代表する。 2 市長は、地方自治法に定めるところにより、市議会への議案の提出、予算の調製、市税賦課徴収等の市の事務を管理し、これを執行する。</p> <p>(市長の責務) 第11条 市長は、市民の代表として、広く市民の意見を聴くとともに、自らの発言、決定及び行動に責任を持って市政運営に当たり、前条に規定する権限を公正かつ誠実に執行しなければならない。 2 市長は、その権限の行使に当たっては、自治の基本理念及び自治の基本原則に則り常に市民の権利を保障することを基本としなければならない。 3 市長は、毎年度、市政運営の方針を定め、これを市民及び市議会に説明するとともにその達成状況を報告しなければならない。</p> | <p>(市長の責務) 第37条 市長は、市民等とともに市民自治によるまちづくりを推進するという認識に立ち、毎年、行政の運営に関する基本方針を明らかにし、職務を遂行しなければならない。 2 市長は、職員を適切に指揮監督して行政運営を行うとともに、職員能力向上に努めなければならない。 3 市長は、選挙においての自らの公約を総合計画に反映させるよう努めなければならない。 4 市長は、長期にわたって在任することによって自治の活力の低下を招かないように努めなければならない。</p> | <p>(市長の責務) 第13条 市長は、住民の直接選挙によって信託されたものであって、市の代表者として市を統轄するとともに、市政の基本方針を明らかにし、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。 2 市長は、他の執行機関と協力し、市政を簡素かつ効率的に運営しなければならない。 3 市長は、前項の目的のため、職員の能力向上に努めるとともに、職員を適正に配置しなければならない。 4 市長は、その保有する情報を市民と共有するよう努めなければならない。 5 市長は、市民が参画する機会の拡充に努め、その成果を尊重しなければならない。</p> | <p>第5章 市長その他の執行機関 (市長等の責務) 第12条 市長は、市の代表者として、自治体経営の方針を明らかにし、その実現のため、誠実かつ公正に職務を遂行します。 2 市長その他の執行機関は、職員の指揮監督を適切に行い、職員の能力向上を図ります。</p> |
| 職員の役割、責務、組織 | <p>(市長以外の執行機関の権限) 第12条 市長以外の執行機関は、地方自治法その他の法令に定める権限に属する事務を管理し、これを執行する。</p> <p>(市長以外の執行機関の責務) 第13条 市長以外の執行機関は、広く市民の意見を聴くとともに、前条に規定する権限に属する事務を公正かつ誠実に管理し、執行しなければならない。 2 市長以外の執行機関は、その権限に基づく事務に係る基本的な事項について市民及び市議会への説明責任を果たさなければならない。</p> <p>(市の職員の責務) 第14条 市の職員は、全体の奉仕者として、法令を遵守し、公正かつ誠実に全力を挙げて職務を遂行しなければならない。 2 市の職員は職務の遂行に必要な能力の開発及び自己啓発に努めなければならない。</p> <p>第5章 市政運営 (市政運営の基本原則) 第15条 市議会及び市長等は、自治の基本理念及び自治の基本原則に則った公正で透明性の高い市政運営を推進し、公共の福祉の増進に努めなければならない。 2 市議会及び市長等は、持続的に発展することが可能な地域社会の実現に向け、市内の資源を最大限に活用し、施策を戦略的に展開するとともにその実施にあたっては、施策相互の連携を図り、最少の経費で最大の効果をあげるよう努めなければならない。</p> | <p>(行政組織及び職員の能力開発等) 第26条 市は、行政運営上の課題や市民等の要望の変化に迅速に対応できるよう行政組織を整備しなければならない。 2 市は、総合的な観点から定員適正化計画を策定しなければならない。 3 市は、職員の能力と意欲を高め、政策形成能力を向上させるため、人事評価、人事交流及び職員研修の制度の充実に努めなければならない。 (倫理) 第34条 市長及び議会は、政治倫理に関する原則及び制度を定め、政治倫理の確立と公務に対する市民等の信頼の確保を図らなければならない。 2 市長は、公務員倫理に関する原則及び制度を定め、公務に対する市民等の信頼の確保を図らなければならない。 (職員の責務) 第39条 職員は、全体の奉仕者として、誠実、公正かつ効率的に職務を遂行しなければならない。 2 職員は、職務の遂行に当たっては、法令等を遵守しなければならない。 3 職員は、市民等の意向や行政運営上の課題に的確に対応するため、知識、技能の修得に努めなければならない。</p> | <p>(市長を除く執行機関の責務) 第14条 市長を除く執行機関は、その職務に応じて、市長と同様の責務を負い、他の執行機関と協力して市政の運営に努めるものとする。</p> <p>(職員の責務) 第15条 職員は、全体の奉仕者として、この条例を遵守し、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。 2 職員は、職務の遂行に必要な知識、技能等の向上等に努めるとともに、創意工夫して効率的に職務を遂行しなければならない。</p> | <p>(職員の責務) 第13条 職員は、自らも地域社会の一員であることを自覚して、積極的にまちづくりを推進します。 2 職員は、全体の奉仕者として、法令を遵守し、誠実かつ公正に職務を遂行するとともに、自発的に知識の習得その他能力の向上に取り組みます。</p> <p>(市政運営の基本) 第20条 市長は、総合計画を定め、計画的な市政運営を行います。 2 市長は、最少の経費で最大の効果が挙げられるように、市政運営を行います。 3 市長は、市民のニーズに的確に対応した市政運営を行います。 4 市長その他の執行機関の組織は、市民にわかりやすく機能的であるとともに、横断的で柔軟に対応できるものとし、</p> |